

公布された条例のあらまし

◇静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

地方税法の改正に伴い、小売電気事業及び発電事業に係る法人の事業税の税率を改めるほか、必要な改正を行いました。（第16条、附則第17項、附則第19項関係）

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。